

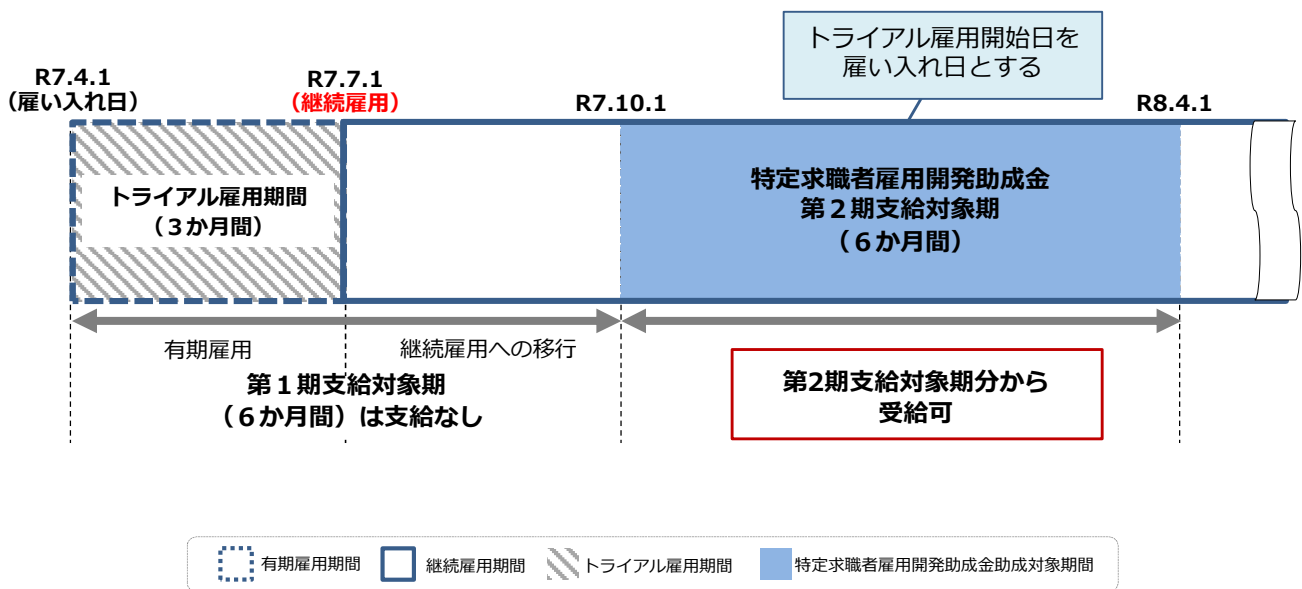
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と併用する場合において 「特定求職者雇用開発助成金」を申請する際の留意点について

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース及び生活保護受給者等雇用開発コース）は、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と併用する場合において、第2期支給対象期分から受給可となります。（第1期支給対象期分は支給されません。）

具体的な支給例

（賃金締切日が月末である事業所の場合）

対象労働者：令和7年4月1日に障害者トライアル雇用され、7月1日に継続雇用へ移行



支給申請時の留意点

- ✓ 特定求職者雇用開発助成金の初回支給申請は、「第1期支給申請書(様式第3号)」を使用してください。
- ✓ 提出書類は「提出書類チェックリスト【トライアル併用 初回申請】」を参考にご準備ください。

ご注意ください

- ▶ トライアル雇用助成金と特定求職者雇用開発助成金、それぞれ支給申請を行う必要があります。
- ▶ トライアル雇用助成金が不支給となったなど、障害者トライアル雇用が適切に実施されていない場合は、特定求職者雇用開発助成金についても支給を受けることができません。
- ▶ 障害者短時間トライアルコースと併用する場合は、上記とは取り扱いが異なります。
- ▶ 詳しくはお近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。